

- 改正 平成17年10月11日規則第102号
- 改正 平成19年10月1日規則第79号
- 改正 平成22年3月31日規則第22号
- 改正 平成25年10月31日規則第65号
- 改正 平成26年3月31日規則第21号
- 改正 平成27年 9月 3日規則第72号
- 改正 平成 29 年 2 月 9 日規則第 2 号
- 改正 平成 31 年 3 月 7 日規則第 5 号
- 改正 令和元年 7 月 22 日規則第 9 号
- 改正 令和元年 12 月 13 日規則第 28 号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 67 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第 6 条第 1 項第 3 号の規則で定める者)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社，日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
 - (2) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区及び同法第 77 条第 2 項の規定による認可を受けた土地改良区連合
 - (3) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (4) 地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (5) 地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に基づき設立された地方道路公社
 - (6) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
 - (7) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (8) 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
 - (9) 前各号に掲げるもののほか，地方公共団体がその資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって，土壌の汚染又は災害の防止に関し，地方公共団体と同等以上の能力を有する者として知事が認めたる者
- 2 前項第 9 号の規定による知事の認定を受けようとする者は，土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書，財産目録，損益計算書及び貸借対照表

(条例第 6 条第 1 項第 4 号の規則で定める土地の埋立て等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 4 号の規則で定める土地の埋立て等は，次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 33 条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (2) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等
- (4) 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 7 条第 3 項の規定による指示措置等として行う土地の埋立て等又は同法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等
- (5) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)第 36 条第 1 項の規定により知事又は県内の市町村の長が定めた除染実施計画に基づく土地の埋立て等
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 10 条の 3 第 2 号の規定

による指定を受けた者が行う土地の埋立て等(当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。)

(条例第 6 条第 1 項第 5 号の規則で定める土地の埋立て等)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土地の埋立て等

(許可の申請)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項に規定する申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第 2 号)とする。

2 条例第 6 条第 2 項第 12 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の施工を管理する者(以下「施工管理者」という。)の氏名及び電話番号
- (2) 申請者が条例第 7 条第 5 号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称並びに代表者及び役員の氏名)
- (3) 申請者が法人である場合にあっては、法人の役員の氏名
- (4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名又は名称
- (5) 申請者に次条第 10 項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

3 条例第 6 条第 3 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 15 第 1 項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。第 5 号から第 8 号まで並びに第 8 条第 3 項第 1 号及び第 4 号において同じ。)(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 申請者が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書
- (4) 申請者が条例第 7 条第 5 号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 申請者が条例第 7 条第 5 号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)
- (6) 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (8) 申請者に次条第 10 項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (9) 土地所有者一覧表
- (10) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 14 条第 1 項に規定する地図に準ずる地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (11) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
- (12) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
- (13) 施工管理者であることを証する書面
- (14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第 3 号)
- (15) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第 4 号)
- (16) 土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第 4 号の 2)
- (17) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- (18) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (19) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (20) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現

況断面図，計画断面図，面積計算書及び土量計算書

- (21) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合には，土質柱状図
- (22) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (23) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第 5 号)及び地質分析結果証明書(様式第 6 号。計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法第 33 条又は砂利採取法第 16 条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては，これらの書類に代えて，当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)
- (24) 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては，次に掲げる書類
- ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書
- イ スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類
- ウ 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書
- エ スtockヤードの位置を示す図面，現況平面図及び現況断面図
- オ 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図
- カ 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては，当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類
- (25) 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
- (26) 擁壁を設置する場合にあっては，当該擁壁の構造計画，応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (27) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては，土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- (28) 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類
- (29) 前各号に掲げるもののほか，知事が必要と認める書類
- 4 前項第 23 号に規定する土壌の調査は，次に掲げる方法によらなければならない。
- (1) 土砂等の発生の場所を 3,000 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料とする土砂等の採取は，前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点(当該地点がない場合にあっては，当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)の土壌について行い，それぞれの採取地点において等量とすること。
- (3) 前号の規定により採取した土砂等は，第 1 号の規定により等分した区域ごとに混合し，それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。ただし，知事が承認した場合にあっては，第 1 号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し，1 試料とすることができる。
- (4) 前号の規定により作成した試料は，それぞれ別表第 1 の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い，かつ，別表第 1 の 2 の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。
- 5 第 3 項第 25 号に規定する埋立て等区域に係る表土の土壌の調査は，次に掲げる方法によらなければならない。
- (1) 次の表の左欄に掲げる埋立て等区域の面積に応じ，それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1 ヘクタール未満	2
1 ヘクタール以上 2 ヘクタール未満	3
2 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	4
3 ヘクタール以上 4 ヘクタール未満	5
4 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	6
5 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	7
6 ヘクタール以上 7 ヘクタール未満	8
7 ヘクタール以上 8 ヘクタール未満	9

8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

(許可の基準)

第7条 条例第7条第1号の規則で定める物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

2 条例第7条第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等の水素イオン濃度指数が別表第1の2の中欄に掲げる基準値であることとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第7条第1号の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

4 条例第7条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管は、次に掲げる要件を満たす場所又は施設で行うこと。

ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする間、周囲に囲い(保管する土砂等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする期間は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した標識を掲示していること。

(ア) 土砂等の積替え又は保管の場所である旨

(イ) 土砂等の発生者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(ウ) 土砂等の発生場所及び予定数量

(エ) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(オ) 土地の埋立て等を行う場所の所在地

(カ) スtockヤードの管理者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

ウ 条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の申請の日から許可の日までの間、Stockヤードの区域のうち、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をしようとする区域に、他の場所から発生した土砂等又は廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのある物が堆積されていないこと。

(2) Stockヤードからその土地の埋立て等に用いる土砂等が飛散し、又は流出しないように必要な措置を講ずること。

(3) その土地の埋立て等に用いる土砂等がその他の物と混合するおそれのないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 仕切りを設ける等の措置

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の作業中、他の場所から発生した土砂等若しくは廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混入するおそれがある物を運搬する車両の搬入又はその土地の埋立て等に用いる土砂等を運搬する車両の搬出があるときには、これらの車両の搬入又は搬出を管理する者を立ち会わせること。

ウ その土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所若しくはStockヤードから当該土砂等が搬出されたときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、搬出車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の搬出先を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当

該ストックヤードの管理者に作成させること。

エ その土地の埋立て等に用いる土砂等がストックヤードに搬入されたときは、記録者氏名、搬入時刻、搬入車両登録番号、搬入業者の名称、搬入車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の積み込み場所を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該ストックヤードの管理者に作成させること。

(4) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管が、条例第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可の日以降に行われるものであること(同項の規定による許可の場合にあっては、条例第 6 条第 2 項第 7 号に掲げる事項の変更又は同項第 9 号に掲げる事項(ストックヤードにおける土砂等の積替え又は保管に係る部分に限る。))の変更に係るものに限る。)

(5) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管のための堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであること。

5 前項第 1 号イの標識は、土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識(様式第 6 号の 2)によるものとする。

6 条例第 7 条第 3 号の規則で定める技術上の基準は、別表第 2 のとおりとする。

7 条例第 7 条第 4 号の規則で定める基準は、別表第 3 のとおりとする。

8 条例第 7 条第 5 号アの規則で定める者は、精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

9 条例第 7 条第 5 号エの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

(1) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)

(2) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)

(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)

(4) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)

(5) 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)

(6) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)

(7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 108 号)

(8) ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)

(9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)

(10) 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和 61 年茨城県条例第 3 号)

(11) 茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 9 号)

10 条例第 7 条第 5 号キ、コ、ク及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(変更の許可の申請等)

第 8 条 条例第 9 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第 7 号)に第 6 条第 3 項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第 9 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 土地の埋立て等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)

(3) 土地の埋立て等の施行に関する計画の変更(前 2 号又は次号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)

(4) 土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所(請負人の変更を伴わない場合に限る。)並びに法人にあっては、その代表者の氏名(代表者の変更を伴わない場合に限る。)

3 条例第 9 条第 3 項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1) 申請者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し

(2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書

(3) 施工管理者を変更する場合にあっては、施工管理者であることを証する書面

(4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主若しくは出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者又は前条第 10 項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の

決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書，当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)

(着手の届出等)

第9条 許可を受けた者が条例第10条第1項第1号に該当することとなったときは，土地の埋立て等着手届(様式第9号)により知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が条例第10条第1項第2号に該当することとなったときは，土地の埋立て等完了届(様式第10号)に完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添えて知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第10条第1項第3号に該当することとなったときは，土地の埋立て等廃止(休止)届(様式第11号)に次に掲げる図面を添えて知事に届け出なければならない。

(1) 土地の埋立て等を廃止した場合にあっては，廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面

(2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては，埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落，飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面

4 許可を受けた者が条例第10条第1項第4号に該当することとなったときは，土地の埋立て等再開届(様式第12号)により知事に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

第10条 条例第11条第2項の規定による届出は，土地の埋立等地位承継届(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類

(2) 第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類(この場合において，同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは，「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。)

(3) 許可の条件を理解し，条例を遵守する旨の誓約書

(標識の掲示等)

第11条 条例第13条の規定による標識の掲示は，土砂等による土地の埋立て等に関する標識(様式第14号)により行わなければならない。

2 条例第13条の規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1) 許可を受けた年月日及び許可の番号

(2) 土地の埋立て等の目的

(3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地

(4) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名(法人にあっては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(5) 土地の埋立て等を行う期間

(6) 埋立て等区域の面積

(7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量

(8) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあっては，当該請負人の住所及び氏名(法人にあっては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名)並びに連絡先

(9) 施工管理者の氏名

(帳簿への記載等)

第12条 条例第14条第1項の規定による帳簿の記載は，土地の埋立て等施工管理台帳(様式第15号)により毎日行わなければならない。

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称

(2) 埋立て等区域の位置

(3) 記録者氏名

(4) 土砂等発生元ごとの申請量

(5) 搬入時刻

(6) 搬入車両登録番号

(7) 搬入業者の名称

(8) 運転者氏名

(9) 数量

(10) 土砂等の積込み場所

(11) 搬入済量

(12) 施工作業の内容

(13) その他埋立て等の施工に必要な事項

3 条例第14条第2項の規定による報告は，土地の埋立て等状況報告書(様式第15号の2)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し

(2) 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

4 条例第 14 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て等区域の位置及び面積
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元ごとの申請量及びその合計量
- (4) 報告に係る期間内に土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済
量及びその合計量
- (5) 土地の埋立て等に着手してから報告に係る期間の末日までに土地の埋立て等を行った面積並びにこ
れに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量
(土壌の調査等)

第 13 条 第 6 条第 4 項の規定は、条例第 15 条に規定する土壌の調査について準用する。

2 前項の調査は、知事の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。

3 条例第 15 条の規定による報告は、土壌調査結果報告書(様式第 15 号の 3)に次に掲げる書類及び図面を
添付して行わなければならない。

- (1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前項の規定により採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
(書類の備付け及び閲覧)

第 14 条 条例第 16 条の規定による備置き及び閲覧は、条例第 6 条第 1 項の許可を受けた日から行うも
のとし、第 9 条第 2 項若しくは第 3 項の届けを提出したとき又は条例第 17 条第 1 項の取消し若しくは
停止若しくは同条第 2 項の取消しを命ぜられたときから 5 年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第 16 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第 9 条第 1 項の規定による変更許可申請書及び同条第 3 項の規定による変更届出書の写し
- (2) 条例第 10 条第 1 項の規定による届出書の写し
- (3) 条例第 14 条第 2 項の規定による報告書の写し
- (4) 条例第 15 条の規定による報告書の写し
- (5) 条例第 20 条第 1 項の規定による報告書の写し
(身分証明書の様式)

第 15 条 条例第 20 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 16 号)によるものとす
る。

(書類の提出部数)

第 16 条 条例及びこの規則により知事に提出する書類の部数は、3 部とする。

付 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年規則第 102 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 19 年規則第 79 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年規則第 22 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年規則第 65 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年規則第 21 号)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成 25 年茨城県条例
第 38 号)付則第 2 項又は付則第 3 項の規定の適用を受ける者は、この規則による改正後の茨城県土砂等
による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 11 条第 2 項及び様式第 14 号の規定にかかわらず、
平成 26 年 4 月 30 日までの間は、この規則による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に
関する条例施行規則様式第 14 号の標識を用いて茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条
例(平成 15 年茨城県条例第 67 号)第 13 条の規定による掲示を行うことができる。

付 則(平成 27 年規則第 72 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

付 則(平成 29 年規則第 2 号)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第 1 及
び様式第 6 号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する
条例施行規則第 6 条第 4 項第 2 号(同規則第 13 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。)及
び第 5 項第 2 号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第 6

条第 4 項第 2 号及び第 5 項第 2 号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則(平成 31 年規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第 1 及び様式第 6 号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 6 条第 4 項第 2 号(同規則第 13 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第 5 項第 2 号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第 6 条第 4 項第 2 号及び第 5 項第 2 号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則(令和元年規則第 9 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第 1 及び様式第 6 号の規定は、この規則の施行の日以後に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 6 条第 4 項第 2 号(同規則第 13 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第 5 項第 2 号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第 6 条第 4 項第 2 号及び第 5 項第 2 号の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則(令和元年規則第 28 号)

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

別表第 1(第 6 条第 4 項第 4 号, 第 6 条第 5 項第 4 号, 第 7 条第 1 項, 第 7 条第 3 項関係)

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。)付表 1 に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。)付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65.2(規格 65.2.7 を除く。)に定める方法(規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格 K0170 7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下, かつ, 埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては, 試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては, 規格 61 に定める方法, 農用地に係るものにあつては, 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては, 試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニル モノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1,2 ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法

1.2 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1.3 ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては, 蒸留試薬溶液として, 水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル, リン酸 60 ミリリットル 及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し, 水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い, 日本産業規格 K0170 - 6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c)(注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては, これを省略することができる。) 及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1.4 ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては, 土壌の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号)別表の付表に定める方法により検液を作成し, これを用いて測定を行うものとする

る。

- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1,2 ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第 1 の 2(第 6 条第 4 項第 4 号, 第 6 条第 5 項第 4 号関係)

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4 以上 9 未満	地盤工学会基準 JGS0211 200 * 「土懸濁液の pH 試験方法」

別表第 2(第 7 条第 6 項関係)

- 1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表のとおりとする。

土地の埋立て等の高さ	のり面の勾配
盛土又は堆積にあっては 10 メートル以下、埋立てにあっては原則 10 メートル以下(安定計算により安全が確認された場合にあっては、知事が認める高さ)	垂直 1 メートルに対する水平距離が 2 メートル(土地の埋立て等の高さが 5 メートル以下の高さにあっては、垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル)以上の勾配

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- 5 土地の埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さが 5 メートルごとに幅 1 メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高 30 センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第 3(第 7 条第 7 項関係)

<p>土地の埋立て等の施工管理体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。 4 埋立て等区域への出入口は、原則として 1 箇所とし、作業終了後は施錠すること。 5 土砂等の埋立て等区域への搬入は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとすること。
<p>粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんについては、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。 2 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。 3 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
<p>騒音及び振動の防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 9 号)に規定する特定建設作業に準ずること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に規定する特定建設作業に準ずること。
<p>交通安全対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、市町村教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。 5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和 42 年法律第 131 号)第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。 6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。
<p>その他生活環境の保全及び災害の防止対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。 2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。 3 埋立て等区域の地耐力(地盤の支持力及び沈下が生じないことをいう。)については、支持力を評価する試験にあっては平板載荷試験、ボーリング試験、スウェーデン式サウンディング試験等を、沈下が生じないことを評価する試験にあっては室内土質試験等をそれぞれ 1 箇所以上行うこと。ただし、沈下が生じないことの評価については、ボーリング試験又はスウェーデン式サウンディング試験等の結果から推定したのものにより代えることができる。

様式第1号(第3条第2項関係)

土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名 印
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)第3条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

申請者 氏名

印

（法人にあっては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けたいので，次とおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月（年）間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 （法人にあっては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し，計画書を添付すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。第5項から第8項までにおいて同じ。)及び印鑑登録証明書3 申請者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書4 申請者が条例第7条第5号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面5 申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)6 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書)8 申請者に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第7条第10項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書9 土地所有者一覧表10 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し11 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面12 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し13 施工管理者であることを証する書面
------------------	--

- 14 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)
- 15 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)
- 16 土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第4号の2)
- 17 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- 18 埋立て等区域の現況平面図, 現況断面図及び面積計算書
- 19 埋立て等区域の計画平面図, 計画断面図及び雨水排水計画図
- 20 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面, 現況平面図, 計画平面図, 現況断面図, 計画断面図, 面積計算書及び土量計算書
- 21 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては, 土質柱状図
- 22 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- 23 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては, これらの書類に代えて, 当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)
- 24 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては, 次に掲げる書類
 - (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書
 - (2) スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類
 - (3) 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書
 - (4) スtockヤードの位置を示す図面, 現況平面図及び現況断面図
 - (5) 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図
 - (6) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類
- 25 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
- 26 擁壁を設置する場合にあっては, 当該擁壁の構造計画, 応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 27 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- 28 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類
- 29 前各項に掲げるもののほか, 知事が必要と認める書類

茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

(第4面)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
			住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

法定代理人(申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
			住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき。）

発行済株式の総数	株		出資の額	円
	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
割合			住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第10項に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発生元事業者名	搬入計画						
	予定量 m ³	搬入済量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	発生場所
				~	~		
合計							
予定容量	m ³						

- 備考 1 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。
- 2 変更許可申請時においては、既に許可を受けている発生元事業者名を全て記載し、搬入済量欄には変更許可申請時の搬入済量を記載すること。また、搬入が完了した発生元については搬入済量の数値の右側に「完了」と記載すること。ただし、搬入済量が予定量を超えている場合には、理由書を提出すること。
- 3 搬入継続中の発生元の予定量と搬入が完了した発生元の搬入済量の合計は、予定容量を超えてはならないこと。

様式第4号(第6条第3項第15号関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名 印
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。

土砂等の発生から処分までのフローシート

1 工事名及び工事の発注者等

工 事 名			
発 生 場 所			
発 注 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
土砂等の発生 す る 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	発生量	m ³

2 土砂等の発生者

元 請 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

3 一次下請(土工事)

土 工 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

4 下請(運搬)

運 搬 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

5 埋立て等を行う事業者

事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
工事施工業者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
埋 立 て 等 を 行 う 場 所			
面 積	m ²	予 定 容 量	m ³

備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第5号(第6条第3項第23号, 第6条第3項第25号, 第13条第3項関係)

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては, 主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)

第6条第3項第23号
第6条第3項第25号
第13条第3項) に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採 取 日 の 天 候	
採 取 深 度	

- 備考 1 この報告書は, 土壤調査試料を採取した者が作成すること。
2 検体番号の欄には, この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

地質分析結果証明書

年 月 日

殿

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について, 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し, 計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く。), 昭和46環告第59号付表1	
りん 有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格K0170 7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)	
ひ 砒素	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表2	
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3, 昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表4	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表5	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1, 第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4	
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては, 蒸留試薬溶液として, 水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル, リン酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し, 水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い, 日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。), 34.1.1c)(注 ²)第3文, 34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7	
ほう素	mg/l		1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表8	
農用地 (田に限る。)	ひ 砒素	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	含 有 試 験
	銅	mg/kg	125		
水素イオン濃度指数	-		4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」	
検体の性状	形状		色	におい	
備考					

備考 1 「昭和46環告第59号」とは, 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。

2 「昭和46環告第64号」とは, 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。

3 「平成9環告第10号」とは, 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。

様式第6号の2(第7条第5項関係)

土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識	
土砂等の発生者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土砂等の発生場所及び 予定数量	発生場所 予定数量 m ³
土地の埋立て等を行う者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う場 所	
ストックヤードの管理者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第7号(第8条第1項関係)

(表)

土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第9条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付すること。

(裏)

茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号		
変更の内容	変更前		変更後
	変更の内容(茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第2項第2号から第5号までに掲げる事項)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
変更年月日			

- 備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報(同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。)の利用をすることができない場合に限る。4において同じ。)
- 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。
- 3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。
- 4 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は規則第7条第10項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)を添付すること。

様式第9号(第9条第1項関係)

土地の埋立て等着手届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等に着手したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
着 手 年 月 日	年 月 日

様式第10号(第9条第2項関係)

土地の埋立て等完了届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等を完了したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添付すること。

様式第11号(第9条第3項関係)

土地の埋立て等廃止(休止)届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等を廃止(休止)したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
計画期間及び廃止年月日 又は休止期間	計画期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 (休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

備考 1 土地の埋立て等を廃止した場合には、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面を添付すること。

2 土地の埋立て等を休止した場合には、埋立て等区域外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面を添付すること。

様式第12号(第9条第4項関係)

土地の埋立て等再開届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等を再開したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類(この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。)
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

(第2面)

届出者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
			住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所

法定代理人(届出者が条例第7条5号ソに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
			住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

役員(届出者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額	円
	生年月日	性別	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本籍 住所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第10項に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第14号(第11条第1項関係)

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
土地の埋立て等を行う者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
埋立て等区域の面積	m ²
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
施工管理者の氏名	

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第15号(第12条第1項関係)

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日()

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
埋立て等区域の位置

記録者氏名 印
土砂等発生元ごとの申請量 m³

	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	運転者氏名	数量(m ³)	土砂等の積込み場所	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
搬入済量				小計	m ³	累計	m ³

施工作業の内容
その他埋立て等の施工に必要な事項

備考 この台帳は、原則として許可申請のあった土砂等発生元証明書の箇所ごとに作成すること。

様式第15号の2(第12条第3項関係)

土地の埋立て等状況報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号				
埋立て等区域の位置					
埋立て等区域の面積	m ² (うち累計搬入済面積 m ²)		m ² (うち今回搬入済面積 m ²)		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³ (うち搬入済量 m ³)		m ³ (うち今回搬入済量 m ³)		
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
土砂等の発生の場所	申請量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

備考 土砂等の発生の場所を記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第15号の3(第13条第3項関係)

土壤調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第15条の規定により、次のとおり土壤の調査の結果を報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
埋立て等の区域	
報告にかかる試料数	

備考 土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壤調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号)を添付すること。

様式第16号(第15条関係)

(縦6センチメートル, 横9センチメートル)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真 縦 3cm 横 2cm	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
茨 城 県		
<p>上記の者は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第20条第2項の規定による立入検査を行うものであることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">茨城県知事 印</p>		

(裏)

<p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例抜粋</p> <p>(報告の徴収及び立入検査等)</p> <p>第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--